



◎地方鐵道法第四條但書の規定と道路管理者の權限

問 地方鐵道法第四條の規定に依り地方鐵道敷設に關し主務大臣の許可を受けた場合に於ては、道路の種類如何を問はず鐵道を敷設することが出來、道路管理者の權限に關係がない様であるが、市町村道に於ては工作物の施設並に道路占用に關しては影響するところ甚大なるものもある、一切關知せしめざるものなりや、若し然らずとせば其の根據如何(宇部市土木課)。

答 御意見の通り地方鐵道法第四條但書の規定に依つて許可を受けた場合に於ては、道路占用等に關して道路管理者には權限がない。然しながら内務大臣に於て此の許可處分を爲すに當つては「地方鐵道法第四條但書ニ依り線路敷設

許可申請アル場合進達方ノ件」(明治四十三年八月二日内務省訓令第十三號)に基く地方長官の意見に照し當該道路に於ける諸般の事情を考慮するものであり、道路管理者は地方長官の意見を通して自己の意見を反映させることも出来るから道路管理上支障を來すことはないと思ふ。尙本誌第二十二卷第六號(客年六月一日發行)本欄「地方鐵道法第四條と地方鐵道の道路横斷」を御参照せられたい(J・T生)。

◎新に道路と爲るべき土地と道路區域決定との關係

問 一定の土地が道路法第七條に所謂新に道路と爲るべきものであるが爲には、先づ道路の區域が決定され其の告示のあつたことを必要とするものなりや(K生)。

答 道路法第七條の新に道路と爲るべきものとは道路の成立以前に於て道路管理者が道路とする目的を以て支配權能を獲得したものを謂ふのであつて、土地に就て謂へば買収その他の方法に依り道路とする爲に管理者が其の支配權能

を取得したが、まだ道路となつてゐない場合を指すのである。従つて路線が認定されてゐること、管理者が権原に基き支配権能を取得したこと、まだ道路が成立しないことが要件であり、道路の區域決定が前提となるものではない。

道路の區域の決定は公物たる道路に於ける道路管理權並に道路警察權の及ぶ範圍の決定であるから、未だ公物とならない「新に道路と爲るべきもの」の觀念を定めるに當つて之を前提要件とすることは出来ない（J・T生）

道路改良會理事鐵道省運輸局長長崎惣之助氏

曰く「世界經濟は獨逸、伊太利、英吉利、米國合衆國、ソビエト聯邦、日本を中心とする四つの廣域經濟に分裂せんとし、我國日本國は今東亞新秩序の建設に邁進してゐる。此の世界の趨勢は當然に我國の社會經濟に對しても、一つの變革を興へようとしてゐる。而して交通運輸は社會經濟の必須な前提要件乃至は其の重要な一環をなすものであるから、此の變革から免れることの出來ぬことは言ふまでもない。かくして現在の交通運輸の姿は、その過去の姿、——自由主義經濟下に於ける——一の變貌の過程を露出してゐる。此の現在より未來への交通運輸の變貌を過程——時局經濟下に於ける交通運輸——の分析把握を爲し且つ交通運輸の過去を顧み、その未來の姿の萌芽を匂はせたい。」